

第2回（仮称）厚木市暴力団排除条例設置検討委員会 会議概要

- 1 日 時 平成23年6月23日（木）午後2時～午後3時45分
- 2 場 所 厚木商工会議所 3階中会議室
- 3 出席者 委員10人、オブザーバー3人、厚木警察署1人、事務局5人
- 4 内 容

- 開 会 生活安全課長
- あいさつ 委員長
- 案 件 条例の骨子（案）について
説明：事務局

（質疑応答）

委 員： 暴力団員等の定義に、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者とあるが、警察に照会するのか

事務局： 警察に照会をして現況を把握する。

委 員： 現在は、具体的には回答が得られないが、今後は進展するのか。

事務局： 神奈川県条例が4月に施行され、同時に海老名市、茅ヶ崎市も施行している。

今年度中には、県内各市町村が条例を定めることから、市町村からの照会方法が今後明瞭に示されると思う。

委 員： 神奈川県暴力追放推進センターでは、全国新聞に載った暴力団記録を集め資料化されている。名前、住所から検索がかけられる。

委 員： 安全確保は、どのようなことを想定しているのか。

警察は、事件発生後は捜査をするが、危険なだけでは捜査しない。

条例が施行され、不安が排除されると市民も協力できると思う。

委 員： 役割と責務の使い分けをどのように想定しているか。

県の条例では、責務を使用しており、責務は義務と解釈される。

役割では、協力的な発想であり、条例は市の義務であることから、県同様に責務にすべきと思うが。

事務局： 専門家の意見として、検討させていただく。

委員： 骨子（案）の基本的な事項は、市側から考えた内容になっている。

市が中心になり暴力団対策をするのではなく、市民も交えて検討すべきだと思う。

ワザバー： 現在は、看板を掲げている暴力団事務所はない。

住居として使用を始め、事務所に変えていく例もあるので、県の条例に充てて、対応をしていく。

住民からの通報があれば警察が捜査に入る。

委員： 藤沢市は、市営住宅に暴力団員は入れない。

暴力団が狙われると、住民も危ない。

事務局： 市営住宅の暴力団対策については、厚木市も所管課が条例に規定している。

委員： 公の施設とはどのようなものを想定しているのか。

事務局： プール、体育館、公民館、文化会館等

事務局： 例えば、暴力団員が、市営プールを使用した場合、退去を強制できるのか。

刺青お断りの旨を条例に規定できない。

刺青がある者が総て暴力団員とは、限らない。

最近、タトゥーをしている一般人もいる。

暴力団員も市民の一人であることから、安易な差別は人権侵害になる。

いかに公平性を保つか、そのために条例を定めていく。

ワザバー： 民間プールのサマーランド、大磯ロングビーチでは、刺青している者は、立ち入り厳禁である。

市も、暴力団を断る旨の看板を施設に掲げるべき。

委員： 暴力団排除を掲げるのであれば、市が規制しなければ、いわゆるグレーゾーンが増えてしまう。

ワザバー： 暴力団員が家を建てた土地の地価が暴落したというケースがある。

暴力団員入浴お断りの旨の看板があれば、自分が暴力団員ということを負っている限り入浴しない。

委員： 本日の会議では細かいことの検証ではなく、厚木市が目指

す骨子を議論すべきではないか。

委員長： この条例の方向性を打ち出す必要がある。

委員： 次の3点がポイントと考える。

①市の責務（県条例との比較）

②暴力団の差別（人権差別の観点を考慮）

③例示列举（具体的な記載）

事務局： 厚木市は、自治基本条例で、条例・施策を打ち立てる時には、広く市民に意見を聞くこととされており、今回の条例制定に向け、パブリックコメントを行う予定である。

8月に、市民に広く意見を伺うためにパブリックコメントを実施するため、今回は、本日の会議を踏まえて各委員と意見交換を行いたい。

委員： 条文の案も示して欲しい。

検討の中で緩和される恐れがあるため、当初案は、厳しい内容をお願いしたい。

○その他 特になし

○閉会 副委員長